

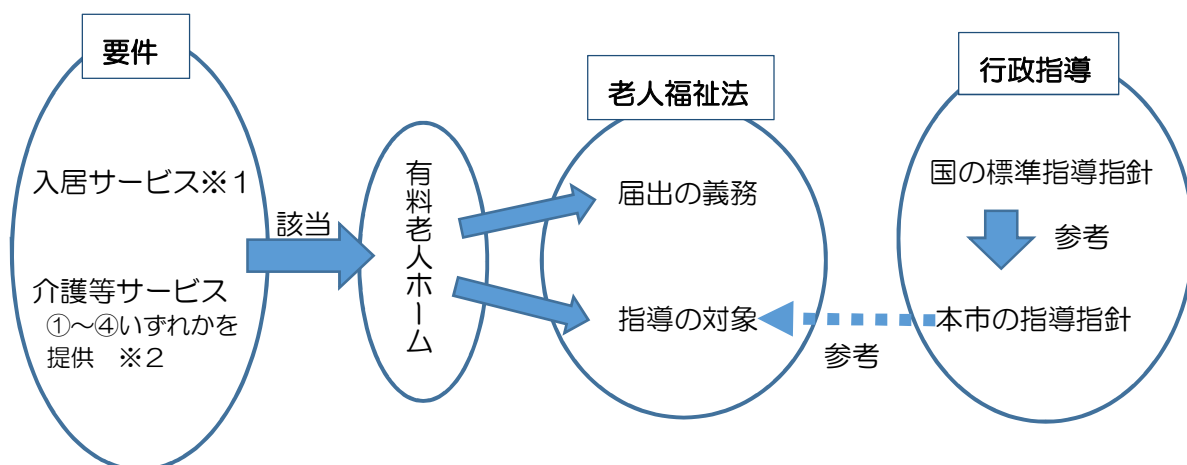
川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正の概要

1 改正の経緯

- ・有料老人ホーム設置運営指導指針は、入居者の居住の安定を確保する観点から有料老人ホームに対する適切な指導監督を行うためのもので、国（厚生労働省）の標準指導指針を参考に、地域の状況に応じて指針の内容を定めるものである。
- ・有料老人ホームの指導監督事務は、平成18年度に都道府県の自治事務になったのち、平成24年度には政令指定都市に権限委譲が行われた。
- ・国は、令和3年4月に、介護報酬改定を踏まえ、標準指導指針の改正を行った。
- ・県は、令和2年4月に、県独自の厳格な基準による一律の規制は、有料老人ホームへの規制として馴染まない面があるとして、法令や国の標準指導指針に準拠した内容に見直しを行った。
- ・本市は、国、県の指導指針との整合性を確保するとともに、本市の状況等を踏まえ、県の指導指針等に定めのない本市独自の規定を設けることにより、入居者の居住の安定を確保した上で適切な指導監督を行うため、川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正を行うこととし、パブリックコメントを実施する。

2 指導指針の法的位置づけ

- ・有料老人ホームは民間の活力と創意工夫により高齢者の多様なニーズに応えていくことが求められるものであり、一律の規制になじまない面がある。
- ・一方で、有料老人ホームは、高齢者が長年にわたり生活する場であり、入居者の居住の安定の確保等のためには、行政が十分に指導をする必要があることから、行政指導を行う際のガイドラインとして、指導指針を策定している。
- ・指導指針は、有料老人ホームに対して、法的拘束力を有するものではないが、指導指針に基づく再三の指導に従わず、悪質な事業を続ける場合等、高齢者の保護のために特に必要があると認めるときは、老人福祉法に基づく改善命令や事業停止命令等ができる。



※1 入居対象を老人としている。

※2 ①食事の提供、②介護（入浴・排泄・食事）の提供、③洗濯・掃除等の家事の供与、④健康管理のサービス

### 3 川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正の主な内容について

#### (1) 国の標準指導指針改正に伴う改正 《標準指導指針に準拠するもの》

- ・ハラスメント対策の強化（8（3）イ）  
ハラスメント防止のための方針を明確化し、相談窓口を定めること等を義務付ける【新設】
- ・災害時等における業務継続に向けた取組（9（4））  
業務継続計画を策定し、定期的に研修及び訓練を実施すること等を義務付ける【新設】
- ・感染症対策の強化（9（6））  
感染症対策の指針を整備し、定期的に研修及び訓練を実施すること等を義務付ける【新設】
- ・高齢者に対する安否確認等の強化（10（5））  
毎日1回以上、安否確認を行うことを義務付ける【新設】
- ・高齢者虐待防止の推進（10（15））  
虐待防止のための指針を整備し、定期的に委員会及び研修を実施すること等を義務付ける【新設】
- ・電磁的記録について（15）  
重要事項説明書等、書面で行うことが規定されているものについて、書面に代えて、電磁的記録によることができることとする【新設】

#### (2) 県指導指針改正に伴う改正 《県が独自に規制していた内容を、国の標準指導指針の内容に合わせて改正したものに準拠するもの》

- ・看護職員の配置基準（8（1）オ（ウ））  
介護サービスを提供する有料老人ホームにおいて、常勤1名以上の看護職員の配置が必要であったものを、必要な数の配置とする【変更】

#### (3) 本市独自の改正 《県の指導指針等に定めのないもの》

- ・利用料等の改定のルール（13（2）ウ）  
入居者の同意を義務付けていたものを、努力義務とする【変更】

### 4 川崎市の有料老人ホームについて

有料老人ホームとは、老人福祉法に位置づけられる施設で、主たる設置者を民間事業者として、高齢者との契約に基づき必要な対価を得て、生活支援や食事提供、介護等のサービスを提供している。

現在、住宅型有料老人ホームを中心に増加を続けており、本市では、令和3年11月1日時点で230施設となっている。

#### ○介護付有料老人ホーム

有料老人ホームにおいて、介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」のサービスを一体的に提供するホーム。介護保険事業計画の定員の範囲内で特定施設入居者生活介護の指定を行っている。

#### ○住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（有料該当）

介護保険外サービスであるため、身体介護や生活援助が必要な場合は、介護保険制度における訪問介護等を利用する必要がある。

**【川崎市内の有料老人ホーム数】**

※令和3年11月1日時点

介護付有料老人ホーム	110施設
住宅型有料老人ホーム	81施設
サービス付き高齢者向け住宅（有料該当）	39施設
<b>合計</b>	<b>230施設</b>

※川崎市において、未届有料はなし。

**5 スケジュール**

- ・令和3年12月 パブリックコメントの実施  
(令和3年12月1日(水)～令和4年1月4日(火))
- ・令和4年1月 委員会報告(パブリックコメントの結果について)
- ・令和4年2月 施行